

平成28年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H28.4.11現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A101-00	301052010	療養病棟入院基本料2（入院基本料A）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	「平成28年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び官報掲載事項の一部訂正について」（平成28年3月31日事務連絡）に基づき変更
A101-00	301052110	療養病棟入院基本料2（入院基本料A）（生活療養を受ける場合）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301052210	療養病棟入院基本料2（入院基本料B）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301052310	療養病棟入院基本料2（入院基本料B）（生活療養を受ける場合）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301052410	療養病棟入院基本料2（入院基本料C）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301052510	療養病棟入院基本料2（入院基本料C）（生活療養を受ける場合）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301052610	療養病棟入院基本料2（入院基本料D）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301052710	療養病棟入院基本料2（入院基本料D）（生活療養を受ける場合）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301052810	療養病棟入院基本料2（入院基本料E）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301052910	療養病棟入院基本料2（入院基本料E）（生活療養を受ける場合）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301053010	療養病棟入院基本料2（入院基本料F）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301053110	療養病棟入院基本料2（入院基本料F）（生活療養を受ける場合）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301053210	療養病棟入院基本料2（入院基本料G）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301053310	療養病棟入院基本料2（入院基本料G）（生活療養を受ける場合）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301053410	療養病棟入院基本料2（入院基本料H）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301053510	療養病棟入院基本料2（入院基本料H）（生活療養を受ける場合）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301053610	療養病棟入院基本料2（入院基本料I）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A101-00	301053710	療養病棟入院基本料2（入院基本料I）（生活療養を受ける場合）（看護職員数又は医療区分2及び3の割合が施設基準不適合）（経過措置）	5	施設基準①	3516	0	〃
A227-05	301057710	退院支援加算（特定地域）（一般病棟入院基本料等の場合）（退院時1回）	5	施設基準①	3294	3457	〃
				施設基準②	0	3294	

※平成28年4月診療分から適用

平成28年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H28.4.11現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A227-05	301057810	退院支援加算（特定地域）（療養病棟入院基本料等の場合）（退院時1回）	5	施設基準①	3294	3457	「平成28年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び官報掲載事項の一部訂正について」（平成28年3月31日事務連絡）に基づき変更
				施設基準②	0	3294	
E999-00	305005850	医科コンピューター断層診断	3		新設		「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成28年3月4日厚生労働告示52号）別表2歯科点数表 第4部画像診断 通則7及び9の規定が変更されたことに基づき新設
I006-00	309010850	感染根管処置（1歯につき）（抜歯を前提とした消炎目的での根管拡大）	5	通則加算グループ	A016	A036	通則加算グループ設定変更のため
I017-00	309006710	床副子（簡単なもの）	5	通則加算グループ	A042	0000	〃
I017-00	309006810	床副子（困難なもの）	5	通則加算グループ	A042	0000	〃
I017-00	309006910	床副子（著しく困難なもの）	5	通則加算グループ	A042	0000	〃
I017-00	309010350	床副子（困難なもの）（歯ぎしりに対する咬合床（上顎又は下顎のいずれかに装着するもの））	5	通則加算グループ	A042	0000	〃
I017-00	309007050	床副子（困難なもの）（睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（上顎又は下顎のいずれかに装着するもの））	5	通則加算グループ	A042	0000	〃
I017-00	309018650	床副子（困難なもの）（オブチュレーター）	5	通則加算グループ	A042	0000	〃
I017-00	309010450	床副子（著しく困難なもの）（歯ぎしりに対する咬合床（上顎及び下顎に装着し1装置として使用するもの））	5	通則加算グループ	A042	0000	〃
I017-00	309007150	床副子（著しく困難なもの）（睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（上顎及び下顎に装着し1装置として使用するもの））	5	通則加算グループ	A042	0000	〃
I017-00	309018750	床副子（著しく困難なもの）（術後即時顎補綴装置）	5	通則加算グループ	A042	0000	〃
I017-00	309014910	床副子（摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触補助床）（新製作した場合））	5	通則加算グループ	A042	0000	〃
I017-00	309015010	床副子（摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触補助床）（旧義歯を用いた場合））	5	通則加算グループ	A042	0000	〃
M003-00	313004350	印象採得（睡眠時無呼吸症候群治療用床副子）	5	通則加算グループ	A039	A024	〃
M003-00	313023750	印象採得（摂食機能療法に伴う舌接触補助床）	5	通則加算グループ	A039	A024	〃
M006-00	313008550	咬合採得（睡眠時無呼吸症候群治療用床副子）	5	通則加算グループ	A039	A024	〃
M006-00	313023950	咬合採得（摂食機能療法に伴う舌接触補助床）	5	通則加算グループ	A039	A024	〃

平成28年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H28.4.11現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M014-00	313014550	歯冠形成（1歯につき）（生活歯歯冠形成（複合レジン冠））	5	区分番号	016	014	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成28年3月4日保医発0304第3号）に基づき変更
				項番	02	01	
M014-00	313014750	複合レジン冠（1歯につき）	5	区分番号	016	014	〃
				項番	02	01	
				通則加算グループ	A024	0000	

【手技・材料加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	手技・材料加算対応テーブル加算項目			変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称				
1	D047	DM014	313009920	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料1（複合レジン系）（単純なもの））	02	抹消		グループ番号D047設定変更のため
1	D047	DM093	313026020	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料1（ガラスアイオノマー系）（単純なもの））	02	抹消		〃
1	D047	DM016	313010120	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料2（複合レジン系）（単純なもの））	02	抹消		〃
1	D047	DM095	313026220	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料2（ガラスアイオノマー系）（単純なもの））	02	抹消		〃
1	D047	DM015	313010020	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料1（複合レジン系）（複雑なもの））	03	抹消		〃
1	D047	DM094	313026120	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料1（ガラスアイオノマー系）（複雑なもの））	03	抹消		〃
1	D047	DM017	313010220	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料2（複合レジン系）（複雑なもの））	03	抹消		〃
1	D047	DM096	313026320	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料2（ガラスアイオノマー系）（複雑なもの））	03	抹消		〃

※平成28年4月診療分から適用

## 【算定回数】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
E999-00	305005850	医科コンピューター断層診断	3		新設		「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成28年3月4日厚生労働告示52号）別表2歯科点数表 第4部 画像診断 通則7及び9の規定が変更されたことに基づき新設

※平成28年4月診療分から適用